

中小企業庁

委託元との取引に関する調査

中小企業庁は、取引の適正化に向けた取組をより一層進めることを目的に、下請取引の実態把握を行っています。
貴社（者）におかれましては、委託元との取引状況について、調査（インターネット調査）へのご協力をお願いいたします。

貴社（者）の概要について

会社名 (個人事業主の場合は 個人名) (必須)			
郵便番号 (必須)	—		
住所 (必須)			
法人番号 (任意)			
ご回答部署名 (必須)			
ご回答者名 (必須)			
ご回答者電話番号 (必須)			
メールアドレス (任意)			
資本金 (単一回答) (必須)	1. 1,000 万円以下 4. 3 億円超	2. 1,000 万円超 5,000 万円以下 5. 個人事業主	3. 5,000 万円超 3 億円以下
業種 (単一回答) (必須)	1. 建設 4. 小売 7. 飲食 10. その他サービス (個人向け)	2. 製造 5. 不動産 8. 運輸 11. その他サービス (企業向け)	3. 卸売 6. 宿泊 9. 情報通信 12. その他 ()
	具体的な事業内容 ()		
従業員数 (任意)	() 名 ※代表者を除く		

委託元から貴社（者）が不当な行為（代金の支払遅延や減額、返品、買いたたき等）を行われたことはありますか？（単一回答）

1. ある	2. ない
-------	-------

※ 「不当な行為」について（参照）

委託元の概要について

A. 委託元の概要について回答してください。

社名			
資本金	1. 1,000 万円超 5,000 万円以下	2. 5,000 万円超 3 億円以下	3. 3 億円超
事業所属性（任意）	1. 本社	2. 事業所	3. 不明
親事業者の発注窓口 (必須)	※「親事業者」が貴社（者）に仕事を発注する際の「親事業者」の担当部署等について記入してください。 部署名が不明の場合は“不明”と記入してください。 例 ○○資材部、□□調達部、××工場、△△支店		

B. 委託元から委託されている主な取引を選択してください。（複数回答可） ※一つ以上の回答必須

製造委託	物品の製造を委託されている	委託元から仕様、内容等を指定された製造委託である。	☐
		委託元から仕様、内容等を指定されていない汎用品の製造委託である。	☐
	親事業者からの 具体的な委託内容		
修理委託	修理を委託されている		☐
	親事業者からの 具体的な委託内容		
情報成果物作成委託	情報成果物の作成を委託されている	委託されている情報成果物はプログラム（ゲームソフト、システム等）である。	☐
		委託されている情報成果物はプログラム（ゲームソフト、システム等）ではない。	☐
	親事業者からの 具体的な委託内容		
役務提供委託	役務の提供を業としている委託元から、その役務の提供を再委託されている	再委託されている役務は①運送、②物品の倉庫における保管、③情報処理である。	☐
		再委託されている役務は①運送、②物品の倉庫における保管、③情報処理ではない。	☐
	親事業者からの 具体的な委託内容		
建設工事委託	建設工事を委託されている。		☐
	親事業者からの 具体的な委託内容		
派遣委託	労働者派遣法に基づく労働者派遣を委託されている。		☐
	親事業者からの 具体的な委託内容		

C. 不当な取引を強いられた時期等を回答してください。

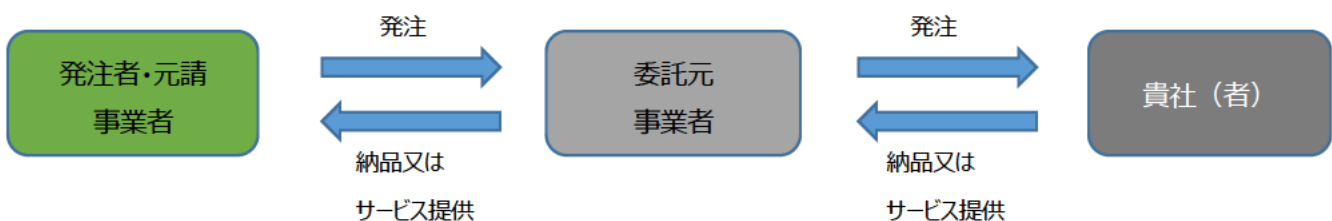
直近で不当な取引を強いられた年月（必須）	1. （西暦） 年 月 頃に不当な取引を強いられた
不当な行為（代金の支払遅延や減額、返品、買いたたき等）は現在も行われていますか？（単一回答）	1. 現在も継続中 2. 西暦 年 月まで行われていたが、現在は行われていない
不当な行為（代金の支払遅延や減額、返品、買いたたき等）を受けた要因は何だと思えますか？（単一回答）	1. 働き方改革によるしわ寄せ 2. 新型コロナウイルス感染症の影響 3. 1、2 以外の原因又は原因不明

D. 発注者又は元請事業者を把握されている場合、その事業者情報について回答してください。

発注者又は元請事業者を把握されていますか？

1. はい	2. いいえ
-------	--------

※発注者・元請事業者とは（イメージ図）



発注者又は元請事業者について、差し支えない範囲で、回答してください。

社名（必須）			
事業所名（部署名）			
郵便番号	〒 -		
住所			
資本金（単一回答）	1. 1,000 万円以下 4. 3 億円超	2. 1,000 万円超 5,000 万円以下 5. 不明	3. 5,000 万円超 3 億円以下

発注書面の交付について

設問 1. 委託元からの発注や発注書面について、いずれか一つをお答えください。（単一回答）

- ① 発注は口頭発注で、発注書面は交付されなかった
- ② 発注書面は交付されたが、事後に交付された
- ③ 発注書面は交付されたが、記載事項の不備（発注日、金額、納期等の必要事項の未記載や実際と異なる記載内容等）があった
- ④ 上記のいずれにも該当するものはなかった

下請代金の価格交渉について

設問 2. 委託元との価格交渉について、該当するものをすべてお答えください。（複数回答可）

- ① 原材料価格や労務費等のコストが増加しているため、価格交渉の申入れをしたいが、これまでの委託元との関係性を踏まえると価格交渉の申入れができる環境ではなかった
- ② 原材料価格や労務費等のコストが増加しているため、価格交渉の申入れをしたいが、委託元から単価表を示されるなどして取引価格を一方向的に提示され、取引を継続するためには、提示されたものに応じざるを得なかった
- ③ 価格交渉の時期があらかじめ決められているので、その時期に、原材料価格や労務費等のコスト増加を踏まえた価格交渉を申し入れたが応じてもらえなかった
- ④ 価格交渉の時期があらかじめ決められているものの、原材料価格や労務費等の急激なコスト増加があったため、臨時的価格交渉を申し入れたが、価格交渉を行う時期ではないことを理由に応じてもらえなかった
- ⑤ 必要に応じ随時、価格交渉を行う前提となっているので、原材料価格や労務費等のコスト増加を踏まえて価格の改定を申し入れたが交渉に応じてもらえなかった
- ⑥ 原材料価格や労務費等のコストが増加したため、価格交渉が必要となったが、委託元と貴社（者）の間に商社が介在しており、委託元と直接コミュニケーションが取れず、コスト増加分の全部又は大部分を転嫁してもらえなかった
- ⑦ 原材料価格や労務費等のコストが増加していることを踏まえて価格交渉を申し入れ、応じてもらったが、コスト増加分の全部又は大部分は取引価格に反映されなかった
- ⑧ 原材料価格や労務費等のコスト増減に関係なく、委託元から一方的に目標値を設定した原価低減要請があり、応じざるを得なかった
- ⑨ 原材料価格や労務費等のコスト増減に関係なく、委託元から一方的に目標値を設定した原価低減要請があり、可能な範囲で応じた
- ⑩ 原材料価格や労務費等のコスト増減に関係なく、委託元から一方的に目標値を設定した原価低減要請があったが、要求には応じなかった
- ⑪ 委託元は、貴社（者）からの申入れを受けて、随時、価格交渉に応じてくれており、十分かつ真摯な協議を経てコスト増加分の全部又は大部分が取引価格に反映された
- ⑫ 原材料費、労務費等の高騰（下落）に応じて自動的に価格が決定される合意に基づいて取引しているので、価格交渉を行う必要はなかった
- ⑬ 価格交渉の必要がないため行わなかった

下請代金の支払サイトについて

設問 3. 委託元からの下請代金の支払について、該当するものをすべてお答えください。（複数回答可）

- ① 納品（又は役務提供）から現金振込で 60 日（2 か月）を超えて支払われたことがあった
- ② 手形払、電子記録債権又は一括決済方式による支払でサイトが 120 日（繊維業の場合は 90 日）を超えて支払われたことがあった
- ③ 最低賃金の引上げを含む労務費の上昇によって資金繰りが厳しくなったことを理由として支払期日を過ぎて支払われたことがあった
- ④ 原材料価格の上昇により資金繰りが厳しくなったことを理由として支払期日を過ぎて支払われたことがあった
- ⑤ 上記のいずれにも該当するものはなかった

下請代金の額の決定方法について

設問 4. 下請代金の額の決定方法について、該当するものをすべてお答えください。（複数回答可）

- ① 短納期発注に伴うコスト増が考慮されないまま価格が決定された
- ② 一律・一定率の価格引下げがあった
- ③ 委託元の予算額等を基準とした一方的な価格決定又は価格引下げがあった
- ④ 継続発注品に対する一方的な価格引下げがあった
- ⑤ 発注内容の増加変更によるコスト増が考慮されず、一方的に価格を据え置かれた
- ⑥ 最低賃金の引上げを含む労務費の上昇により貴社（者）のコストが増加したことによる価格（単価）の引上げ要請を受け入れず、一方的に価格を据え置かれた
- ⑦ 原材料価格の上昇により貴社（者）のコストが増加したことによる価格（単価）の引上げ要請を受け入れず、一方的に下請代金の額（単価）を据え置かれた
- ⑧ その他一方的な価格決定又は価格引下げがあった
- ⑨ 上記のいずれにも該当するものはなかった

下請代金の減額について

設問 5. 下請代金の減額について、該当するものをすべてお答えください。（複数回答可）

- ① 金融機関への振入手数料について合意なく下請代金から減額された
- ② 単価引下げ合意前の発注分について、引下げ後単価の遡及適用により下請代金を減額された
- ③ 取り決め（歩引き、協力値引き）を理由として下請代金を減額された
- ④ 貴社の責めに帰すべき理由もなく、一方的に下請代金を減額された
- ⑤ 手形払いから現金払いへの変更時に短期調達金利相当額を超えて下請代金から減額された
- ⑥ 貴社の希望が無いにもかかわらず手形払いを現金払いに変更したことを理由に金利相当額を下請代金から減額された
- ⑦ 最低賃金の引上げを含む労務費の上昇によるコスト増加を理由に下請代金から減額された
- ⑧ 原材料価格の上昇によるコスト増加を理由に下請代金から減額された
- ⑨ 上記のいずれにも該当するものはなかった

発注内容の変更・やり直しについて

設問 6. 発注内容の変更・やり直しについて、いずれか一つをお答えください。（単一回答）

- ① 委託元又は委託元の顧客の都合により発生した追加作業や仕様変更等による追加費用についての不払いがあった
- ② 上記には該当するものはなかった

経済上の利益提供要請について

設問 7. 経済上の利益提供要請について、該当するものをすべてお答えください。（複数回答可）

- ① 協力金や決算対策金等の負担要請があった
- ② 無償による役務の提供要請があった
- ③ 金型等の図面や知的財産権などの経済上の利益の提供要請があった
- ④ 発注書面に記載した範囲を超えた知的財産権の利用について、それに見合った代金が支払われなかった
- ⑤ 型保管費用が支払われなかった
- ⑥ 型の引取りや破棄を申し入れたが、拒否された
- ⑦ 上記のいずれにも該当するものはなかった

物の購入強制・サービスの利用強制について

設問 8. 物品の購入強制・サービスの利用強制について、該当するものをすべてお答えください。（複数回答可）

- ① 物品の購入を強制された
- ② サービスの利用を強制された
- ③ 上記のいずれにも該当するものはなかった

受領拒否について

設問 9. 納入物の受取りについて、いずれか一つをお答えください。（単一回答）

- ① 当方に責任がないのに納入物を受け取ってもらえなかった
- ② 上記には該当するものはなかった

返品について

設問 10. 返品について、該当するものをすべてお答えください。（複数回答可）

- ① 貴社に責任がないにも関わらず返品された
- ② 納入日から6か月（一般消費者に対して6か月の保証期間を設けている製品については1年以内）を経過した後に返品された
- ③ 上記のいずれにも該当するものはなかった

有償で支給した原材料の決済時期について

設問 11. 有償で支給した原材料の決済について、いずれか一つをお答えください。（単一回答）

- ① 有償支給される原材料の購入代金を下請代金（当社が受け取る代金）の支払期日よりも早期に下請代金から差し引かれた
- ② 上記には該当するものはなかった

金型について

設問 12. 貴社が請け負う業務の中に、金型の製造や保管を伴う業務はありましたか。（単一回答）

- ① あった
- ② なかった（次の設問 13. では、⑤と回答してください）

設問 13. 金型製造・保管代金について、該当するものをすべてお答えください。（複数回答可）

- ① 金型の代金は納入日から 60 日を超えて支払われた
- ② 金型の代金が 24 回払いなど、分割で支払われた
- ③ 金型の代金は支払われなかった
- ④ 製造単価に金型の代金を上乗せしているが、製造単価（発注単価）への反映が不十分であった
- ⑤ 上記のいずれにも該当するものはなかった

知的財産の取扱いについて

設問 14. 知的財産（ノウハウ、営業秘密等を含む）の取扱いについて、該当するものをすべてお答えください。（複数回答可）

- ① 委託元への納品時に、知的財産も併せて譲り渡したが、発注書面には知的財産も併せて譲り渡す旨の記載はなかった
- ② 委託内容に知的財産が含まれている場合に、その知的財産の対価について十分な協議がなされないまま、決定された
- ③ 委託元から金型等の図面、意匠権等の知的財産について無償又は著しく安い金額での提供を要請された
- ④ 委託元から情報成果物作成を受託した場合に、貴社（者）の知的財産を譲渡させられ、又は、委託元が貴社（者）の知的財産を利用したにもかかわらず、その知的財産の譲渡又は利用に見合った金額が支払われなかった（情報成果物の例：ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザイン等）
- ⑤ 委託元への納品時に、必要以上に（委託の目的の達成に必要と思われる範囲を超えて）、貴社（者）の知的財産を譲渡させられた。または、その知的財産の譲渡又は利用に見合った金額が支払われなかった
- ⑥ 上記のいずれにも該当するものはなかった

手形払いについて

設問 15. 手形払いについて、いずれか一つをお答えください。（単一回答）

- ① 手形払から現金払いへの変更を求めたが、委託元は要望に応じなかった
- ② 手形払の条件改善（サイトの短縮）を求めたが、委託元は要望に応じなかった
- ③ 手形払から現金払い等への変更は求めている
- ④ 手形払はなかった



設問 16. これまでの回答内容に補足説明がある場合は、記載をお願いします。また、設問以外にも不公正な取引が行われている場合は、情報提供をお願いいたします。**(自由回答)**